

# 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第6回）

## 【書面開催】

令和3年2月10日（水）資料送付

## 次 第

### 【議題】

- (1) これまでの整備状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料2】
- (2) 東京都工事の整備内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料3】
- (3) 東京都工事のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料4】
- (4) 工事中の安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料5】

### 【配付資料】

- ・別紙1 : 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会  
設置要綱（改正案）
- ・別紙2 : 委員名簿
- ・資料1 : 変更箇所一覧
- ・資料2 : これまでの整備状況について
- ・資料3 : 東京都工事の整備内容について
- ・資料4 : 東京都工事のスケジュールについて
- ・資料5 : 工事中の安全対策について
- ・参考資料1 : JR工事完了後の意見及び今後の方針
- ・参考資料2 : 整備方針・整備内容
- ・別添 : 第5回検討会議事概要
- ・意見回答書
- ・参加者意識調査票

※「回答書」及び「参加者意識調査票」は会議の出席に代わるものとなりますので、ご意見がない場合も含め、令和3年2月24日（水）必着でご返信ください。

**浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会 設置要綱（改正案）**

平成30年11月28日

改正 平成31年 1月21日

改正 令和元年 5月27日

改正 令和元年 7月29日

改正 令和3年 2月10日

**（設置）**

第1条 障害者や高齢者をはじめとする全ての利用者が使いやすい道路となるよう、北区バリアフリー基本構想（地区別構想 赤羽地区）で定められた、浮間舟渡駅駅前広場及びその付近における特定事業の実施にあたり、利用者の参画に基づき、意見交換をしながらバリアフリー化を図ることを目的として、「浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

**（所掌事務）**

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 北区バリアフリー基本構想（地区別構想 赤羽地区）で定められた、浮間舟渡駅駅前広場及びその付近における特定事業の実施に関すること。
- (2) 浮間舟渡駅駅前広場及びその付近におけるバリアフリー化に関すること。
- (3) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

**（組織）**

第3条 検討会は、別紙2に掲げた職にあるもの又は事務局が新たに指名したのもをもって組織する。

2 委員の任期は、検討会の設置の日から、検討会を解散する日までとする。

**（会長及び副会長）**

第4条 検討会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、あらかじめ事務局が指名したものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

**（会議）**

第5条 検討会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、事務局において総括し、及び処理する。なお、事務局は、東京都建設局道路管理部安全施設課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年5月27日から施行する。
- 3 この要綱は、令和元年7月29日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会 委員名簿

別紙2

令和3年2月10日現在

| 委員             |                              |                             |
|----------------|------------------------------|-----------------------------|
| 学識経験者          | (会長)                         | 中央大学研究開発機構准教授               |
|                | (副会長)                        | 日本工業大学建築学部建築学科教授            |
|                | (副会長)                        | 中央大学研究開発機構助教                |
| 高齢者、<br>障害者団体等 |                              | 北区障害者団体連合会副会長               |
|                |                              | 北区肢体不自由児者父母の会顧問             |
|                |                              | 自立生活センター・北代表                |
|                |                              | 公益社団法人認知症の人と家族の会会員          |
|                |                              | 北区視覚障害者福祉協会会長               |
|                |                              | 北区聴覚障害者協会幹事                 |
|                |                              | NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会事務局長   |
|                |                              | NPO法人尚道手をつなぐ会 たいよう事業所管理者    |
|                |                              | 区民（北区）                      |
|                |                              | 区民（北区）                      |
|                |                              | 北区シニアクラブ連合会副会長              |
|                |                              | 北区民生委員児童委員協議会赤羽中央地区会長       |
|                |                              | 北区浮間西町会長                    |
|                |                              | 北区浮間本町商店会長                  |
|                |                              | 板橋区舟渡町会副会長                  |
|                |                              | 東京都立王子特別支援学校主幹教諭            |
| 公共交通事業者        |                              | 東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画調整課長 |
|                |                              | 国際興業株式会社運輸事業部業務課課長補佐 ※      |
|                |                              | 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長     |
|                | 公益財団法人東京タクシーセンター指導部施設管理課係長 ※ |                             |
| 関係行政機関         |                              | 警視庁赤羽警察署交通課長                |
|                |                              | 北区まちづくり部都市計画課長              |
|                |                              | 北区土木部参事                     |
|                |                              | 北区土木部施設管理課長                 |
|                |                              | 板橋区福祉部障がい者福祉課長              |
|                |                              | 東京都都市整備局都市基盤部交通政策担当課長       |
|                |                              | 東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長   |
|                |                              | 東京都第六建設事務所管理課長 ※            |
|                |                              | 東京都第六建設事務所補修課長 ※            |
|                |                              | 東京都東部公園緑地事務所管理課長 ※          |
| 事務局            |                              |                             |
|                |                              | 東京都建設局道路管理部安全施設課長 ※         |

※：令和3年2月10日 改正箇所

# 令和2年4月資料送付以降の変更箇所一覧

資料1

## ■変更箇所一覧

| 資料番号  | 資料タイトル                          | 頁   | 今回変更箇所/内容等  | 備考   |
|-------|---------------------------------|-----|---|------|
| 資料2   | 現状の整備内容                         | 1   | JR工事の整備内容の報告（令和3年2月時点）  | 新規追加 |
| 資料3   | 東京都工事の整備内容について                  | 1～6 | 全体の整備方針、今後実施する東京都工事の整備方針  | 新規追加 |
| 資料4   | 東京都工事のスケジュールについて                | 1   | ・東京都工事の手続き状況とスケジュールの提示<br>・今後の検討会スケジュール（予定）   | 新規追加 |
| 資料5   | 工事中の安全対策について                    | 1～  | 東京都工事期間中の安全対策についての説明  | 新規追加 |
| 参考資料1 | 第5回検討会以降の意見及び今後の課題              | 1～2 | 第5回検討会以降の委員や利用者からの意見と今後の課題について整理  | 新規追加 |
| 参考資料2 | バリアフリー化整備方針・整備内容                |     | これまでの整備方針（案）からの抜粋資料   |      |
| 参考資料2 | 特定事業③インターロッキング舗装のがたつきの解消        | 5   | 整備方針に以下を追記『東京都敷地はJR敷地の経年変化に合わせた舗装色とする方向で対応』   |      |
| 参考資料2 | 特定事業④タクシー乗降場の段差の解消（JR敷地）        | 6   | 整備後の写真を掲載   |      |
| 参考資料2 | 特定事業④タクシー乗降場兼一般者乗降場の段差の解消（JR敷地） | 7   | 令和2年4月送付資料時点の変更に伴う、資料の修正<br>整備内容の一部変更<br>『乗り場と降り場はそれぞれ2箇所を設置』を『乗り場2箇所と降り場3箇所を設置』に変更 |      |

# これまでの整備状況について

現状(令和3年2月時点)

JR工事完成済み

特定事業④  
タクシー乗降場  
(兼一般車乗降場)の段差解消



特定事業③  
カラーアスファルト  
舗装の整備(一部)

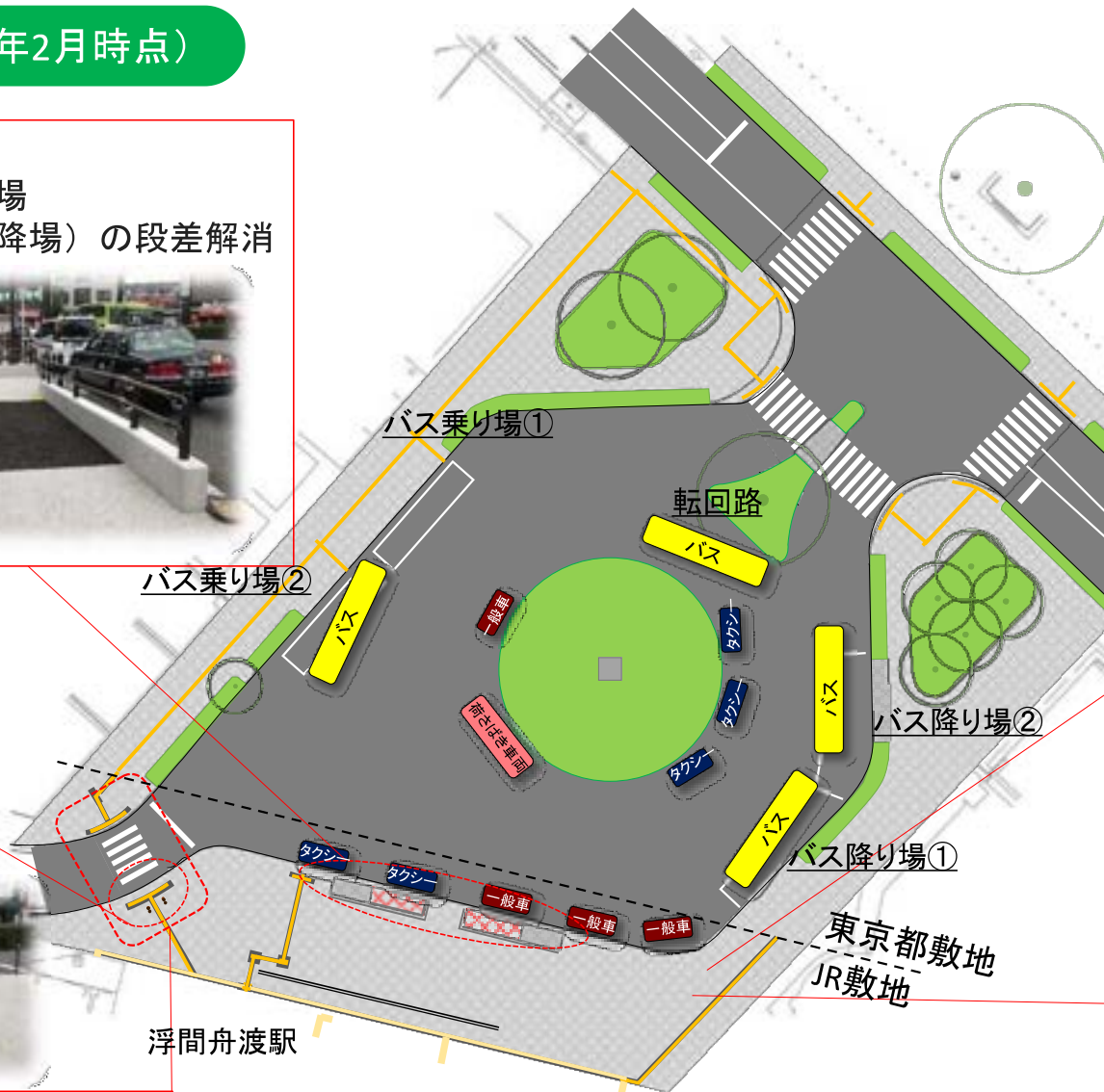


特定事業①  
車止めの改修



特定事業②  
横断歩道部の段差  
・勾配解消(一部)

特定事業⑤  
誘導用ブロックの敷設  
(一部仮設)



# 東京都工事の整備内容について



# 浮間舟渡駅駅前広場周辺のバリアフリー化整備方針 全体



**【特定事業②】横断歩道接続部等の段差や勾配の解消**

- ・ 車道盤上げ及び歩道盤下げを実施し、歩道勾配を改善する
- ・ 車道のすりつけ勾配は、車両への影響が少ない緩やかなすりつけとする
- ・ 横断歩道における歩車道境界部の段差を2cmにする

**【特定事業⑤】視覚障害者誘導用ブロックの改修** **【JR敷地 整備済み】**

- ・ 浮間公園まで連続した誘導用ブロック等の設置
- ・ 誘導用ブロックの視認を向上させるための側帯を設置
- ・ JIS規格・移動等円滑化整備ガイドラインに準じた整備

**【特定事業⑥】バリアフリー対応型信号機・エスコートゾーンの整備**

- ・ 交通安全特定事業計画に基づき整備

**【その他事項】バス乗り場の改善**

- ・ 正着可能な乗降場とするため歩道を張り出し、三角形切り込み型へ改良
- ・ 正着場所に合わせてバス停を移動・調整

**【その他事項】**

- ・ 広場内での荷さばきスペースの設置

**【その他事項】バス降り場の改善**

- ・ 正着可能な乗降場とするため歩道を張り出し、三角形切り込み型へ改良
- ・ 新型のバス車両のドア位置に合わせて柵位置を調整

**【特定事業①】車止め設置位置の改善または安全対策** **【整備済み】**

- ・ 車止めの設置間隔を広げる
- ・ 周辺とのコントラストを確保する
- ・ 車止めは視覚障害者誘導用ブロックからの離隔を確保して設置する

**【特定事業③】インターロッキング舗装のがたつき解消** **【JR敷地 整備済み】**

- ・ がたつきが発生しにくい舗装とする
- ・ 浮間公園等の周辺の舗装色と統一感のある舗装色とする
- ・ カラーアスファルト舗装を基本とする

**【特定事業④】タクシー乗降場の段差の解消** **【整備済み】**

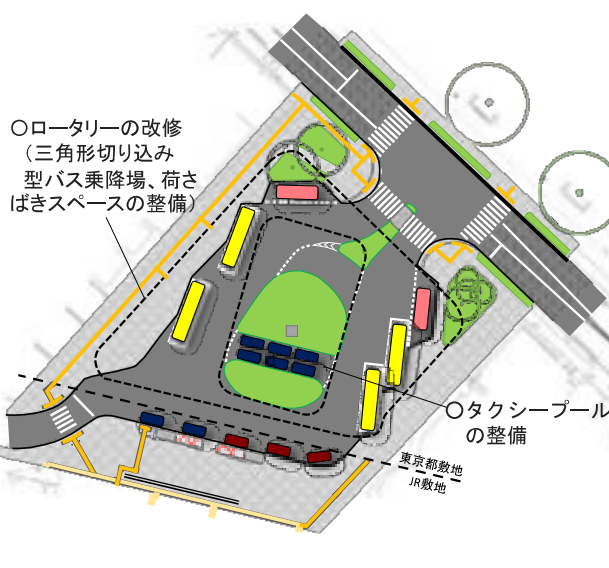
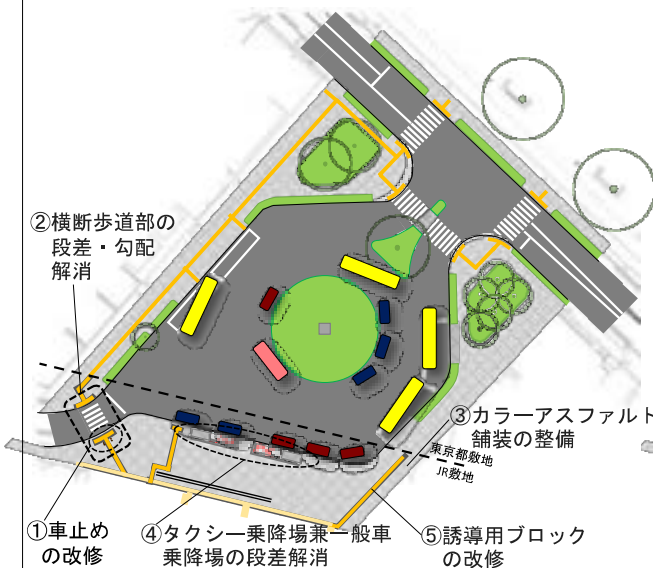
## 東京都工事の整備内容

STEP1 現状(令和3年2月時点)

STEP2 東京2020大会開催時(予定)

STEP3 東京2020大会開催後(予定)

整備イメージ





| 主整備                     | JR | 東京都   | 東京都、警視庁                  |
|-------------------------|----|---|--------------------------|
| ① 車止めの改修                |    | —   | —                        |
| ② 横断歩道部の段差・勾配解消         |    | —   | 横断歩道部の段差・勾配解消            |
| ③ カラーアスファルト舗装の整備        |    | —   | カラーアスファルト舗装の整備           |
| ④ タクシー乗降場(兼一般車乗降場)の段差解消 |    | —   | —                        |
| ⑤ 誘導用ブロックの改修            |    | —   | 誘導用ブロックの改修               |
| ⑥                       | —  | —   | バリアフリー対応型信号機・エスコートゾーンの整備 |
| 他                       | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシープールの整備</li> <li>・ロータリーの改修(三角形切り込み型バス乗降場、荷さばきスペースの整備)</li> </ul> | 浮間公園前の都道の車道幅員構成の改善       |

STEP2 東京2020大会開催時(予定)

○ロータリーの改修  
(三角形切り込み型バス乗降場、荷さばきスペースの整備)



○タクシープールの整備

| 内容   | 整備方針   | 整備イメージ  | 実施主体 |
|--|--|---|------|
| <p>○その他<br/>ロータリーの改修</p> <p>(参考資料2:p.16)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 三角形切り込み型への改良 (右図赤枠部分)</li> <li>▪ 荷さばきスペースの整備 (右図青枠部分)</li> <li>▪ バス乗り場2台、バス降り場2台を確保</li> <li>▪ 歩道を張り出し、バス利用者の滞留空間の確保</li> </ul> | <p>事例: 志木駅</p>  | 東京都  |
| <p>○その他<br/>タクシープールの整備</p> <p>(参考資料2:p.16)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中央サークルのスペースの一部を活用し、タクシープールを設置(6台分) (右図赤枠部分)</li> </ul>  |               | 東京都  |

STEP3 東京2020大会開催後(予定)

特定事業②  
横断歩道部の段差  
・勾配解消

特定事業③  
カラーアスファルト舗装  
の整備

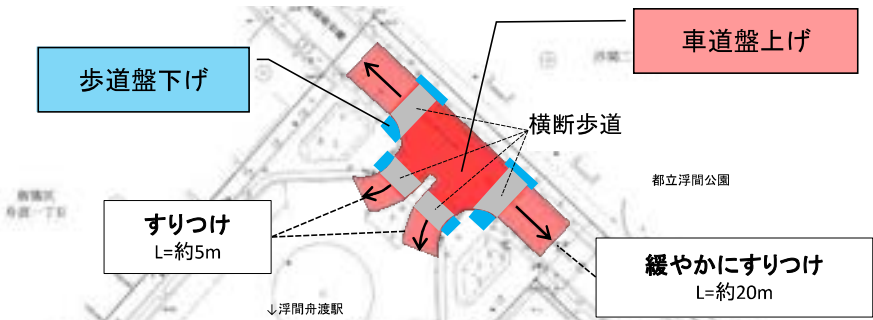


特定事業⑥  
バリアフリー対応型信号機・  
エスコートゾーンの整備(警視庁)



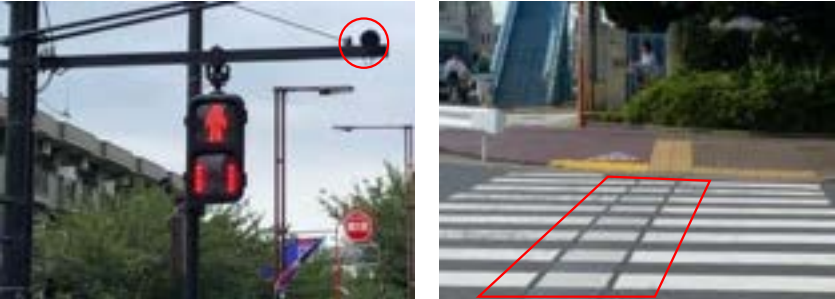

○浮間公園前の都道の  
車道幅員構成の改善

特定事業⑤  
誘導用ブロック  
の改修

1/2

| 内容  | 整備方針  | 整備イメージ   | 実施主体 |
|---|---|--|------|
| 特定事業②<br>横断歩道部の<br>段差・勾配解消<br>(東京都敷地)<br><br>(参考資料2:p.2)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>車道盤上げ及び歩道盤下げを実施し、歩道勾配を改善する</li> </ul>  |                            | 東京都  |
| 特定事業③<br>カラーアスファルト<br>舗装の整備<br>(東京都敷地)<br><br>(参考資料2:p.4~5) | <ul style="list-style-type: none"> <li>がたつきが発生しにくい舗装とする</li> <li>アクリル系樹脂(自然石調:グレー色)を採用する</li> <li>東京都施工のカラーアスファルト舗装は、東京都工事着手時点のJR敷地の舗装色に近い色とする</li> </ul> | JR敷地の舗装色<br>(令和2年12月撮影)  | 東京都  |
| 特定事業⑤<br>誘導用ブロックの<br>改修<br>(東京都敷地)<br><br>(参考資料2:p.8~13)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>浮間公園まで連続した視覚障害者誘導用ブロック等の設置</li> <li>事前に設置位置を確認する場を設ける</li> <li>シート型(樹脂プレート)を採用し、輝度比の確保が可能な側帯を設置</li> </ul>         |  <p>JIS T9251 規格適合製品</p> | 東京都  |

2/2

| 内容  | 整備方針   | 整備イメージ  | 実施主体 |
|---|--|---|------|
| 特定事業⑥<br>バリアフリー対応型<br>信号機・エスコート<br>ゾーンの整備<br><br>(参考資料2:p.15) | <ul style="list-style-type: none"> <li>音響式信号機 (シグナルエイド対応、経過時間表示付)、エスコートゾーンを整備する</li> </ul> |   | 警視庁  |
| 浮間公園前の都道<br>の車道幅員構成<br>の改善<br><br>(参考資料2:p.3)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>右折レーンの幅員が狭いため、浮間公園側の歩道を縮小し車道を拡幅</li> </ul>          |  | 東京都  |





# 工事中の安全対策について

工事期間中の安全対策として、下記①～④について対応します。  
工事期間中の利用者意見等も踏まえ、さらなる安全対策を実施します。

## 安全対策①

仮設の視覚障害者誘導用ブロックの設置



- ・本復旧までの間、視覚障害者誘導用ブロックが途切れることがないように、仮設置します。

## 安全対策②

丁寧な仮復旧対応



- ・工事中に段差が生じないように擦り付けを行います。

※写真はイメージです。

## 安全対策③

### 適切な養生の実施



工事中の養生マットの設置等

- ・工事中に生じる段差については、適切な養生を行います。

## 安全対策④

### 保安施設の設置



誤進入防止  
バリケードの設置

- ・工事箇所に誤進入を防ぐようバリケードを設置します。

※写真はイメージです。

J R工事完了後の意見及び今後の方針

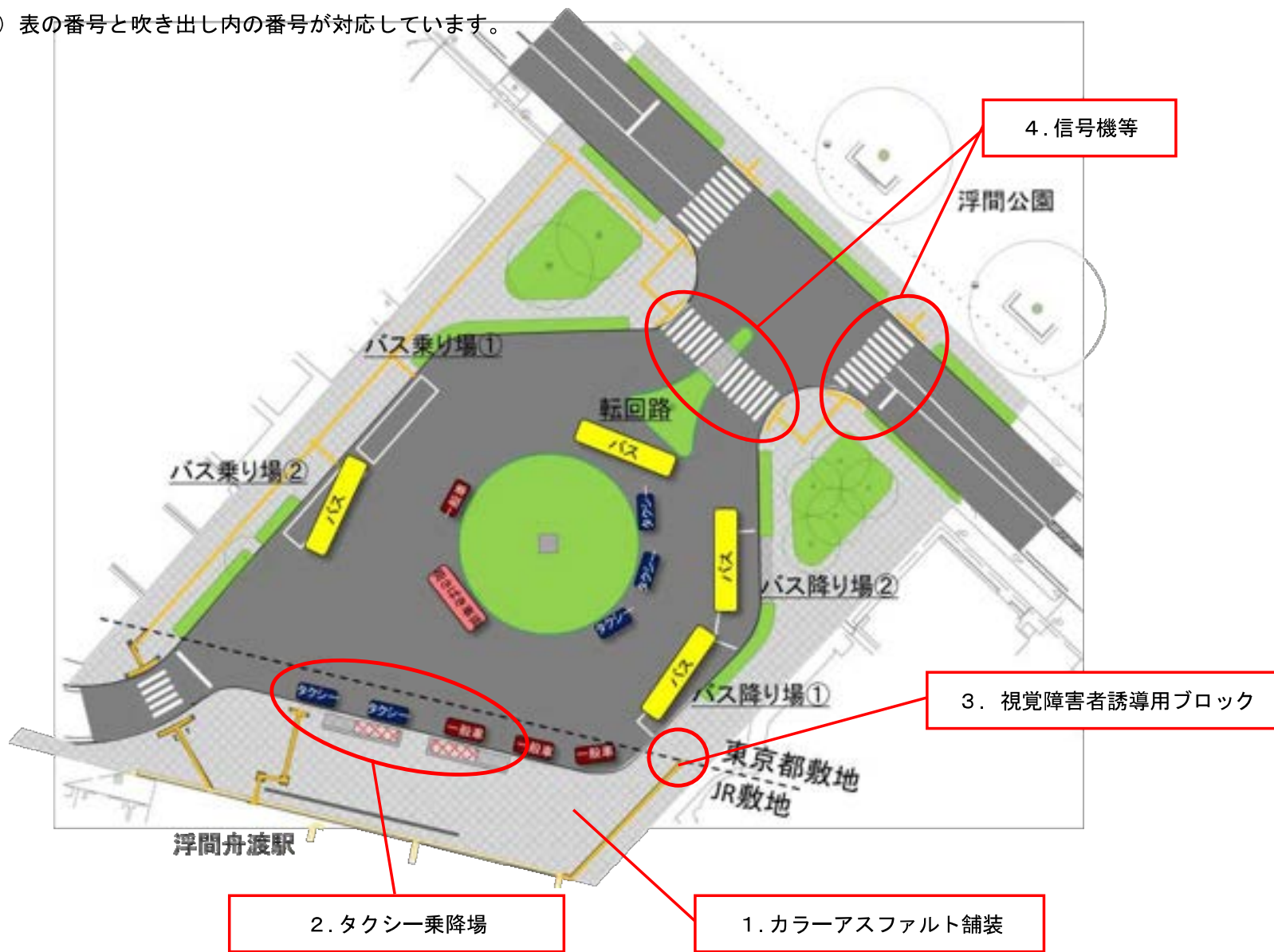
| 番号                          | 項目   | 意見  | 今後の方針  | 参照資料                        |
|-----------------------------|------|---|--|-----------------------------|
| <b>1. カラーアスファルト舗装</b>       |      |   |  |                             |
| 1-1                         | 舗装色  | 舗装色が白っぽく、緑内障や白内障の方には、舗装面が反射してまぶしい。(一般)  | 東京都施工のカラーアスファルト舗装は、東京都工事着手時点のJ R敷地の舗装色に近い色とし、明るさを抑えた舗装とする。 | 資料 3 : p.6<br>参考資料 2 : p.5  |
| <b>2. タクシー乗降場 (兼一般車乗降場)</b> |      |   |  |                             |
| 2-1                         | 形状   | 横乗りタクシーは乗降口に段差があったほうが乗り降りしやすいが、利用方法によりスロープ部も必要。浮間舟渡駅のように他所でも段差ありとスロープと両方を整備してほしい。(一般) | 本事業で得られた知見は今後の整備に活用していきたい。今後の検討課題とする。                      |                             |
| 2-2                         | 利用方法 | 段差ありのタクシー乗車待ちの列とスロープ部の入口が近く、乗車待ちの列があるとスロープ部に入りにくい。(一般)                                | 事業者に対し、利用方法について周知する。                                       |                             |
| 2-3                         | 安全対策 | 乗車及び降車それぞれのスロープの間に柵が設置されていない箇所があり、隙間が空いている。(会長)                                       | 東京都工事で設置予定である。   |                             |
| 2-4                         | その他  | スロープ部について、歩道のカラーアスファルト舗装と斜路部の黒舗装部分のコントラストの差が大きく、発達障害の方には「穴」に見えしまう。(会長)                | 本事業での対応は困難であるが、今後の検討課題とする。                                 |                             |
| <b>3. 視覚障害者誘導用ブロック</b>      |      |   |  |                             |
| 3-1                         | 設置位置 | J R敷地側からの誘導ブロックが途切れている。(会長)   | 説明や周知方法について検討する。   | 資料 3 : p.6<br>参考資料 2 : p.8  |
| <b>4. 信号機等</b>              |      |   |  |                             |
| 4-1                         | 信号機  | 音響スピーカー、エスコートゾーン、誘導用ブロックは一直線になるように整備してほしい。(会長)  | 今後の対応について、関係機関と調整を図る。                                      | 資料 3 : p.7<br>参考資料 2 : p.15 |

一般：一般利用者からの意見

会長：現場確認時（令和2年12月時点）の会長からの意見

現状の整備状況(令和3年2月時点)

※前頁(1ページ)表の番号と吹き出し内の番号が対応しています。



# バリアフリー化整備方針・整備内容

第5回検討会資料から、工事に関する整備方針、整備内容を抜粋しています。

ページ下段の整備方針、整備内容に赤字で記載した部分が今回変更/追記した箇所となります。

特定事業① 車止めの設置位置の改善または安全対策(JR敷地)

該当箇所位置図



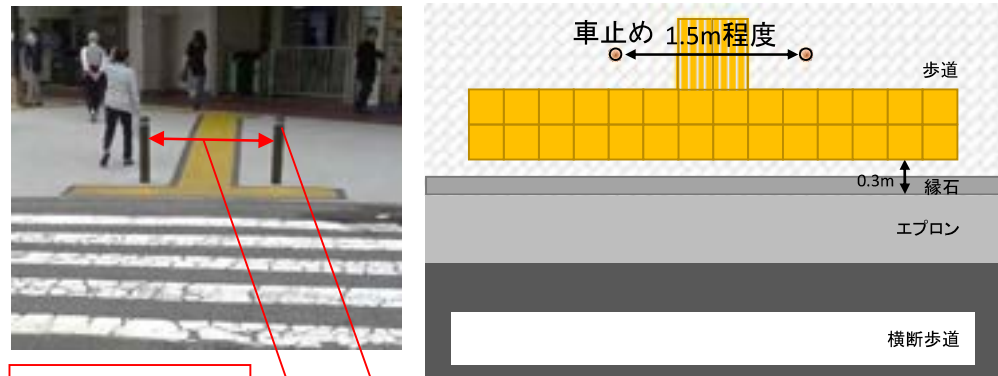
基本構想策定時(○) 検討会(第1回(▲)、第2回(□)、第3回(◎)、第4回(◇))

- 車止めが横断歩道にあり、ぶつかって危険である。
- 車止めをなくすのは良くない(衝突防止・車両乗り入れ対策・自転車速度抑制)。
- 勾配や段差が改善されれば、車止めがあっても問題なく通行できる。
- 駅舎から連続した視覚障害者誘導用ブロックが設置されていれば、車止めがあっても問題なく通行できる。
- 車止めの色を黄色と黒の縞模様など目立つようにするとよい。
- 弾力性のある材質のものを3本程度設置するとよいのではないか。
- ◎車止めは積極的に撤去する理由がない。駅側への設置を基本として、視覚障害者誘導用ブロックからの距離や車いす使用者の方に留意した離隔の確保を検討する。

現状



改善



設置間隔1.5m (歩行者のすれ違い可能)

- ・周辺とコントラストが確保された色彩
- ・夜間の視認性を考慮した反射材

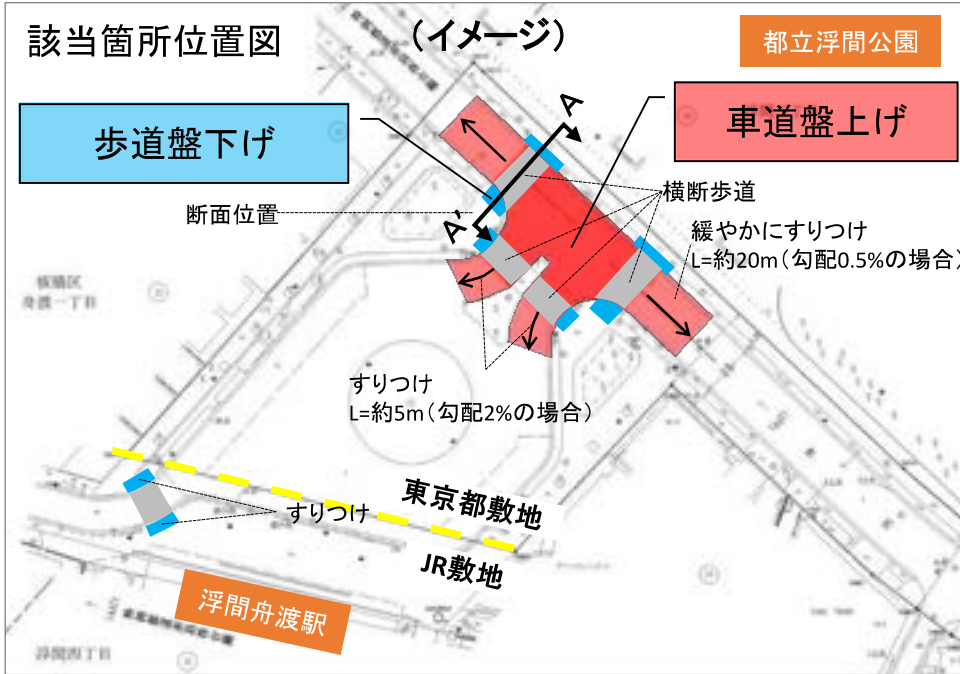
整備方針

- ・車止めの設置間隔を現状の1m間隔(4本)から1.5m間隔(2本)に広げる
- ・視認性をよくするため、周辺とのコントラストを確保する
- ・車止めは視覚障害者誘導用ブロックからの離隔を確保して設置する

実施主体

JR東日本

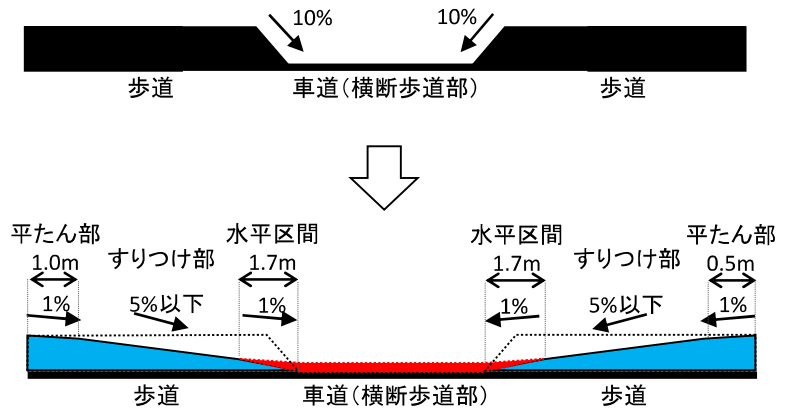
## 特定事業② 横断歩道接続部等の段差や勾配の解消(東京都敷地)



基本構想策定時(○) 検討会(第1回(▲)、第2回(□)、第3回(◎)、第4回(◇))

- 横断歩道前の勾配が急である。
- 公園側の横断歩道で歩道との段差が大きい箇所があり、ベビーカーが引っ掛かった。
- 縁石手前の舗装が沈下しており段差が発生している。
- 3cm程度の段差になると車いすでは登れなくなる。
- 車道の盤上げは整備がかなり広範囲になると感じた。
- 車道がハンプ構造となる場合、運転者・バス運転者への周知も必要。
- バスの走行に影響はないか。
- 歩車道境界部の形状が斜めになっている場合、視覚障害者の方がその角度で交差点の中に突っ込んでしまうことがある。
- ◎車道盤上げ及び歩道盤下げの折衷案で、都の福祉のまちづくり条例で定めた基準の範囲内で勾配を改善する。
- ◎全ての横断歩道において、歩車道境界部の段差を2cmにする。

A-A' 断面  
《車道盤上げ及び歩道盤下げ折衷案イメージ》



《参考》東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルより抜粋  
横断歩道部における構造(参考図)



整備  
方針

- ・車道盤上げ及び歩道盤下げを実施し、歩道勾配を改善する
- ・車道のすりつけ勾配は、車両への影響が少ない緩やかなすりつけとする
- ・横断歩道における歩車道境界部の段差を2cmにする

実施  
主体

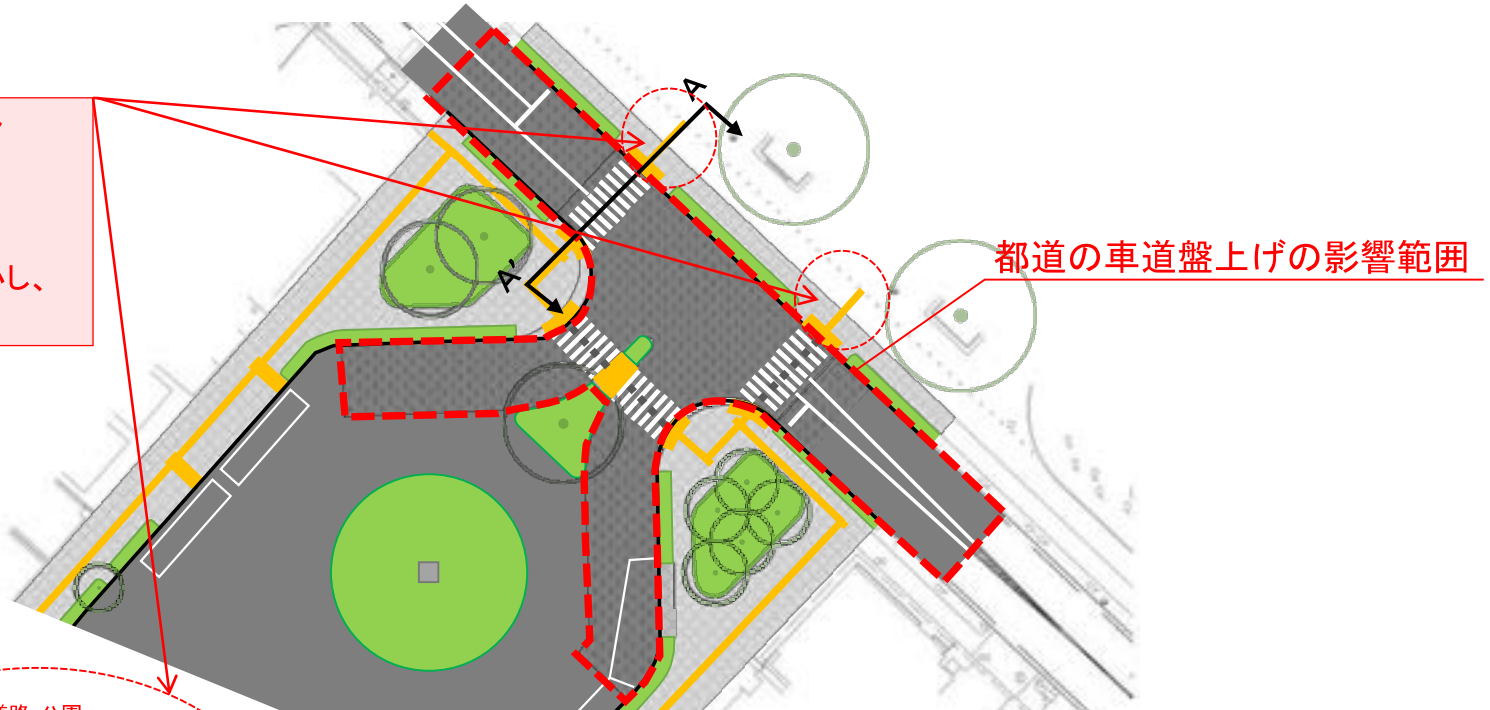
東京都



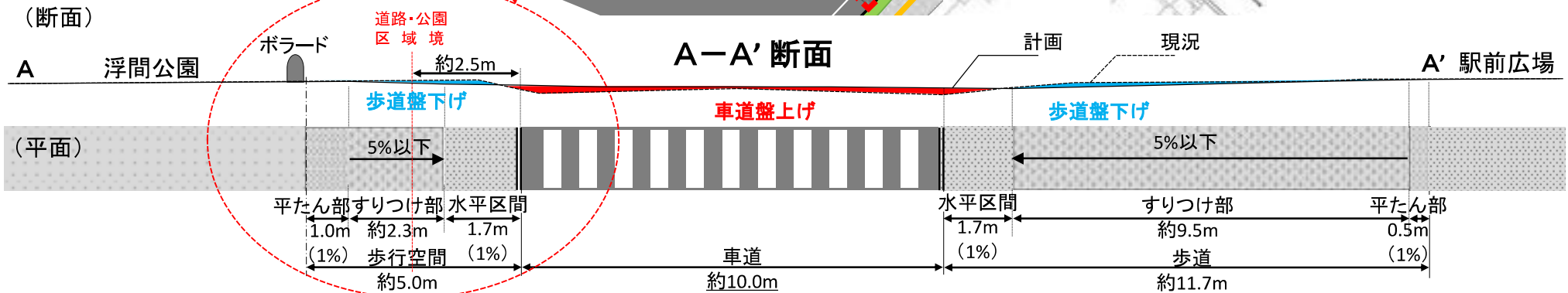
特定事業② 横断歩道接続部等の段差や勾配の解消(東京都敷地)

■ 平面イメージ

- 駅前広場に向かう右折レーンなどの幅員が狭い
- 駅前広場へのスムーズなアクセスの確保が課題
- 浮間公園側の歩道を1m縮小し、車道を拡幅



■ 断面イメージ



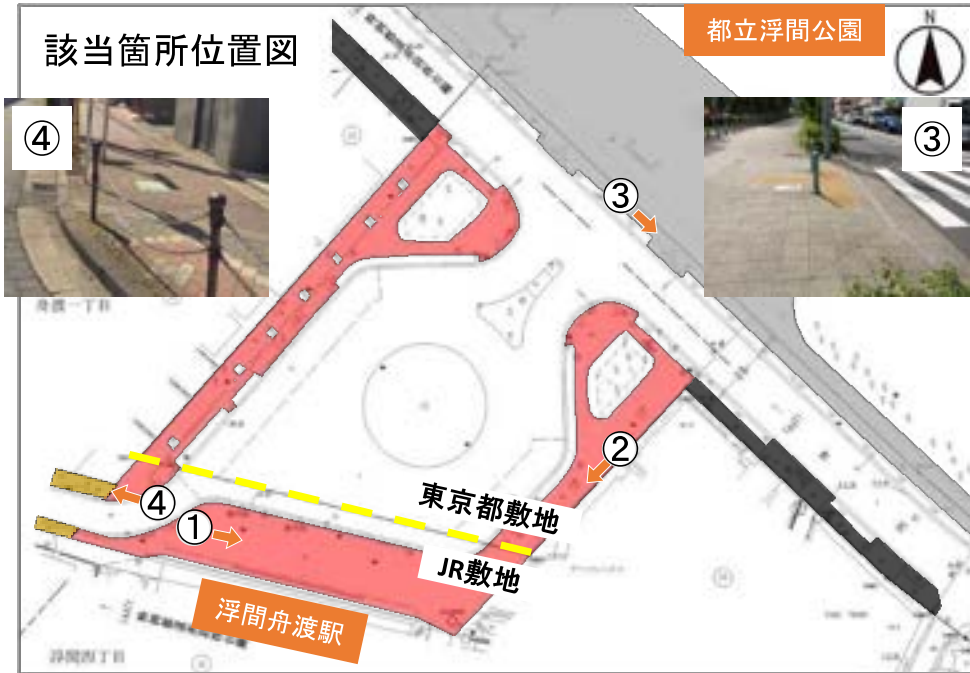
整備  
内容

- ・車道盤上げ及び歩道盤下げを実施し、歩道勾配を改善する
- ・車道のすりつけ勾配は、車両への影響が少ない緩やかなすりつけとする
- ・横断歩道における歩車道境界部の段差を2cmにする

実施  
主体

東京都

特定事業③ インターロッキング舗装のがたつきの解消(東京都敷地)

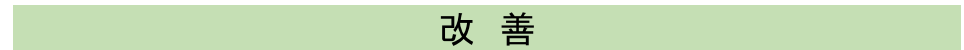


基本構想策定時(○) 検討会(第1回(▲)、第2回(□)、第3回(◎)、第4回(◇))

- 舗装にがたつきがあり、波打っているので車いすやベビーカーには細かい振動が気になる。
- ▲高木の根上がりによって歩道のがたつきが発生している。
- アスファルトの方が機能性・維持管理性に優れているのではないか。
- 地域イメージ向上の点からは現状相当のグレードのインターロッキングブロックを採用してほしい。
- 駅・まちの顔になるためデザイン性と実用性のバランスを考えて設置してほしい。
- インターロッキングの目地によるがたつきは車いす使用者に悪影響があるのでは。
- 現在のモザイク模様は発達障害の方などには視覚的に刺激になり好ましくない。
- 舗装は明るいい色が良い。←→ 明るすぎる色は光が反射し落ち着かない。
- ◎カラーアスファルト舗装を基本に、発達障害者やロービジョン者等の観点に留意した色の採用を検討する。



現 状



改 善

第2回検討会で提案

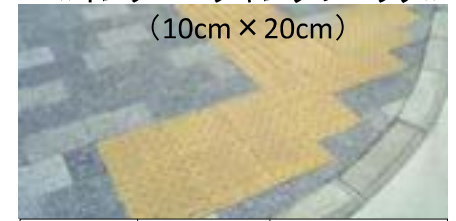
《アスファルト舗装》



平坦性◎ 景観性△ 維持管理性○

《インターロッキングブロック》

(10cm × 20cm)



平坦性△ 景観性◎ 維持管理性○

第3回検討会で提案

《カラーアスファルト舗装(イメージ)》



平坦性◎ 景観性○ 維持管理性○

《平板ブロック(イメージ)》

(20cm × 20cm)



平坦性○ 景観性◎ 維持管理性○

整備  
方針

- ・がたつきが発生しにくい舗装とする
- ・浮間公園等の周辺の舗装色と統一感のある舗装色とする
- ・カラーアスファルト舗装を基本とする

実施  
主体

東京都

特定事業③ インターロッキング舗装のがたつきの解消(東京都敷地)



■ 舗装の選定(浮間公園側の歩道舗装と同系色(グレー色)のカラーアスファルト舗装)

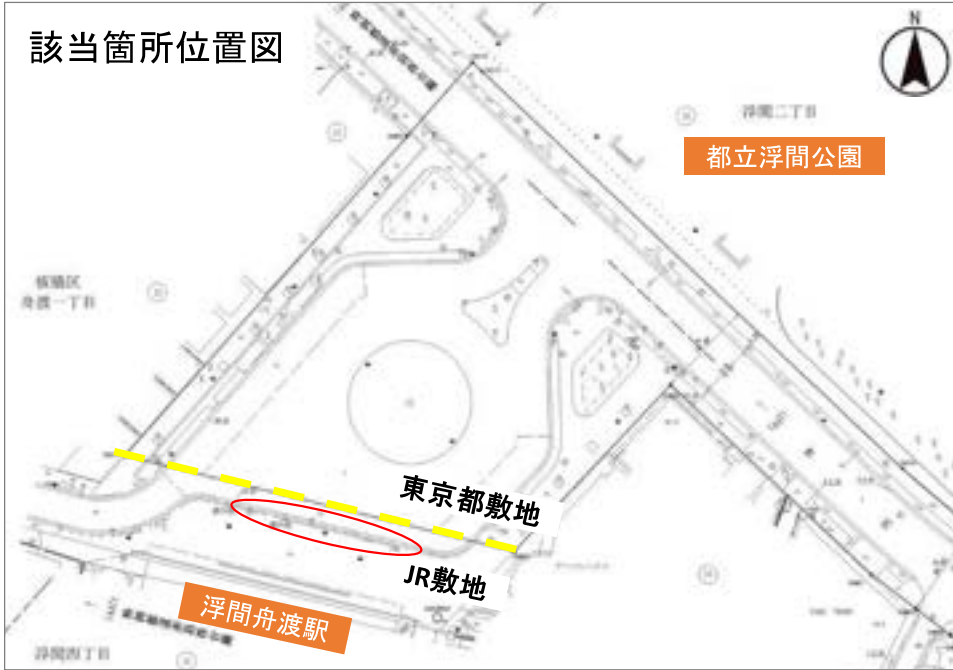
|       | 脱色アスファルト舗装               | 樹脂系塗料カラー舗装                           |                                 |
|-------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 形式    | <p>(出典：戸田工業(株)HP)</p>    | <p>(東京都立南葛飾高校)<br/>アクリル系樹脂(自然石調)</p> | <p>(墨田区堤通二丁目地内)<br/>アクリル系樹脂</p> |
| 候補色   |                          |                                      |                                 |
| 平坦性   | ○                        | ○                                    | ○                               |
| 景観性   | △                        | ○<br>自然色に近い色                         | △                               |
| 施工性   | ○<br>通常のアスファルトと同じ施工方法    | △<br>塗料塗布の手間が生じる                     | △<br>塗料塗布の手間が生じる                |
| 維持管理性 | △<br>小規模施工となる場合は、施工単価が割高 | ○<br>小規模施工の場合でも施工単価は同程度              | ○<br>小規模施工の場合でも施工単価は同程度         |
| 経済性   | ×                        | △                                    | ○                               |

|      |   |      |     |
|------|---|------|-----|
| 整備内容 | <p>・総合的に優位性が高く、浮間公園等の周辺の舗装色と統一感のあるアクリル系樹脂(自然石調:グレー色)を採用する</p> <p>・東京都敷地はJR敷地の経年変化に合わせた舗装色とする方向で対応</p> | 実施主体 | 東京都 |
|------|---|------|-----|

特定事業④ タクシー乗降場の段差の解消(JR敷地)

現状

該当箇所位置図



改善



基本構想策定時(○) 検討会(第1回(▲)、第2回(□)、第3回(◎)、第4回(◇))

- タクシー乗降場に段差があるので、解消してほしい。
- ▲歩道との段差が20cmと高く、足の悪い人には段の上り下りが負担になる。
- ▲タクシープールの確保、バス待機場の整備をしてほしい。
- ▲正面のタクシー乗り場部分は、全面的に切り下げてもよいのではないかと。
- ▲車いす使用者優先の乗降場の整備が必要。
- 客待ちタクシーの待機場所を確保する。一般車乗降場との兼ね合いもあるか、交通規制の距離を10mから15mに延長することも考えられる。
- バス降車場とタクシー乗降場の距離を確保する必要がある。
- 現状では20cm段差があるので乗車の際に負担が大きい。段差があるとわかっていても高齢者はつまずくことがある。
- 乗降口の段差の縁石の境界部の視認性を高めてつまずかないようにしてほしい。

- タクシー乗り場を2パス設けるよりは、車いす使用者優先の乗降場の必要性が高いのではないかと。
- 一般車両の乗降場兼タクシー降車場を駅前に設けることで、車道の乱横断がなくなるため事故防止につながる。
- 中央の時計台周辺で停車している一般車への対策はどうするか。
- 送迎バスなどの利用もあり一般車両乗降場のニーズがある。
- タクシー乗降場からの視覚障害者誘導用ブロックも設置するとよい。
- 上屋を設置してほしい。
- ◎ハード面とソフト面(運用)のそれぞれの意見をさらに募って議論していく必要がある。
- ◇車両進入に対する安全性確保が必要
- ◇運用面で周知が必要
- ◇車いす使用者の専用乗降場が必要(路面標示等で安全確保)

整備方針

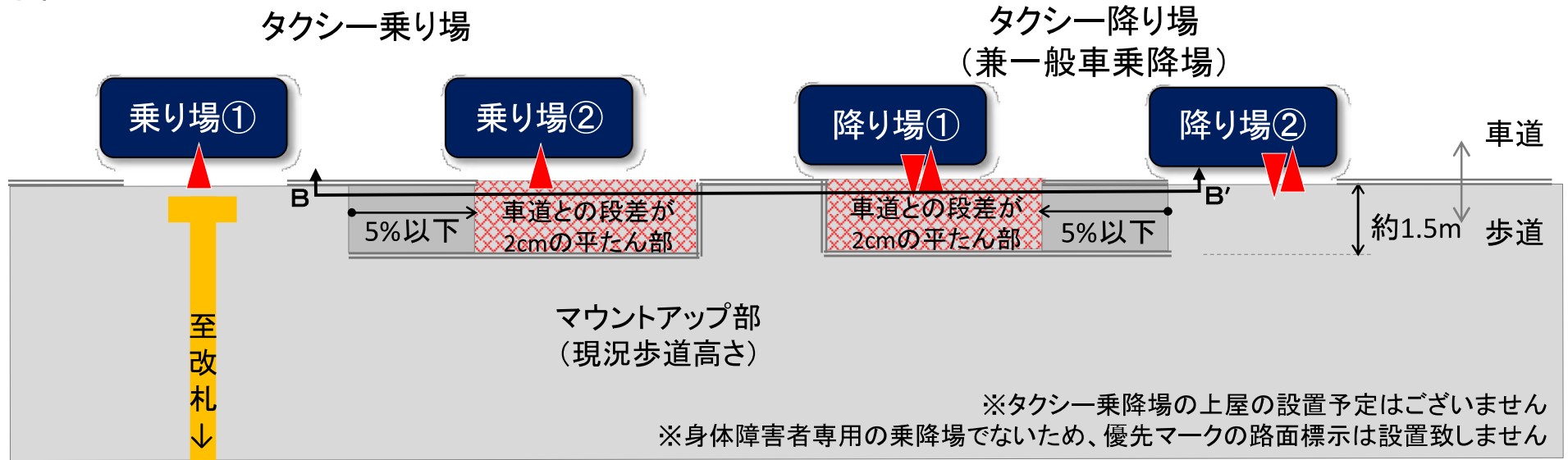
・タクシー乗降場の段差を解消(構造形式はスロープ形式)

実施主体

JR東日本

特定事業④ タクシー乗降場兼一般車乗降場の段差の解消(JR敷地)

■ 平面イメージ



- 乗り場②、降り場①にスロープを設け、段差を解消
- 側面から乗降する横乗り型UDタクシーへの車いすに乗った状態での利用は、段差ありの箇所でのみ行われると考え、平坦部の幅を約1.5mへ縮小

■ 断面イメージ (B-B' 断面)



整備内容

- ・ 乗り場及び一般車乗降場と兼用の降り場について、スロープを設けて段差を解消
- ・ 車いす使用者の方は乗降に時間を要するため、乗り場2箇所と降り場3箇所を設置
- ・ 駅からタクシー乗り場までの視覚障害者誘導用ブロックを設置

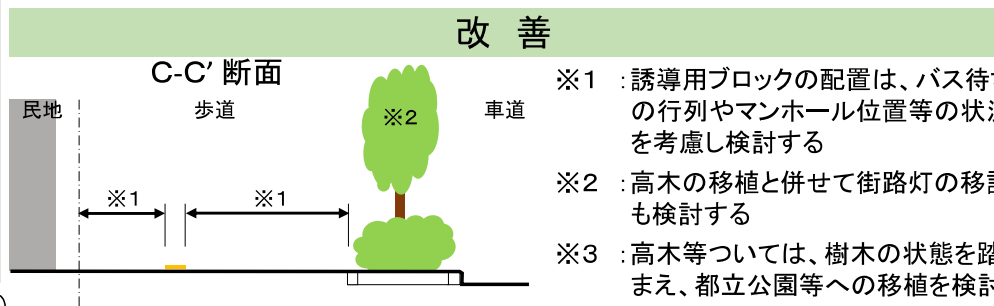
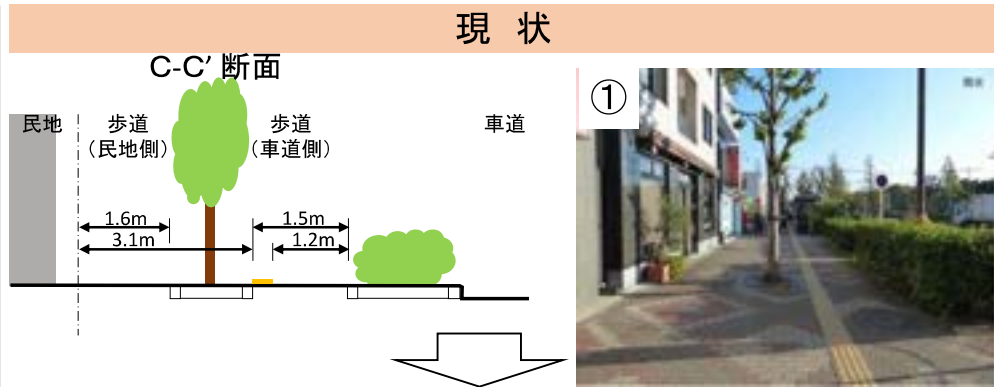
実施主体

JR東日本

特定事業⑤

視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・連続性の確保) (東京都敷地)

誘導用ブロック敷設位置図(現状)



- ※1 : 誘導用ブロックの配置は、バス待ちの行列やマンホール位置等の状況を考慮し検討する
- ※2 : 高木の移植と併せて街路灯の移設も検討する
- ※3 : 高木等については、樹木の状態を踏まえ、都立公園等への移植を検討

基本構想策定時(○) 検討会(第1回(▲)、第2回(□)、第3回(◎)、第4回(◇))

- 誘導用ブロックは色あせているものやすり減っているものなど劣化が激しい。
- 誘導用ブロックはJIS規格でないものが多く、コントラストが確保されていない。
- 駅から公園までの誘導用ブロックの連続性がない。
- 降車専用のバス停にも誘導用ブロックを敷設してほしい。
- ▲歩道の高木と誘導用ブロックが近接している。
- ▲バスを待っている人が誘導用ブロック上に並んでいるので、設置位置を改善した方がよい。
- 浮間公園への視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保する。
- 交差点部で視覚障害者の方が斜めに進行しないような工夫ができるとよい。
- 勾配部分に視覚障害者誘導用ブロックを設置するのは危険ではないか。
- 浮間公園まで設置されれば、公園側でも視覚障害者誘導用ブロックを設置する検討をする。
- 誘導用ブロック上に人が列となる対策はベンチの撤去、整列線の設置など考えられないか。
- 誘導用ブロックが民地側の場合、車いすの通行空間がなく、ブロック上を移動しなくてはならない。樹木の移設も検討してほしい。

- 民地側の移設では駐輪や看板等への衝突の懸念がある。樹木等を撤去し中央に設置する案が望ましい。
- 街灯も移設し、歩行者空間を確保するとよい。
- 移設するとマンホール上に設置する可能性があり、処理に留意が必要である。
- 横断歩道の前後では誘導用ブロックを横断歩道の中心線に合わせて設置する必要がある。
- 更新の際はJIS規格やガイドラインに準拠した方法で整備すべき。黄色が良い。
- 誘導用ブロックの側帯は、グレーが良いといわれている。側帯は10cm幅が良い。
- 駐輪や看板が誘導用ブロックを塞いでおり、沿道店舗への啓発が必要。
- タクシー乗降場からの視覚障害者誘導用ブロックも設置するとよい。
- ◎視覚障害者誘導用ブロックの設置方法・位置については、方針案通り。
- ◇触知案内図については、設置が可能かどうか検討する。
- ◇選定する舗装材と誘導用ブロックの輝度比が側帯なしで確保できるか検証する。

整備方針

- ・浮間公園まで連続した視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- ・誘導用ブロック等の視認性がよい舗装色の採用(場合により輝度比確保のため幅10cmの側帯を採用)
- ・JIS規格・移動等円滑化整備ガイドラインに準じた誘導用ブロック等の整備(ブロックの色は黄色)

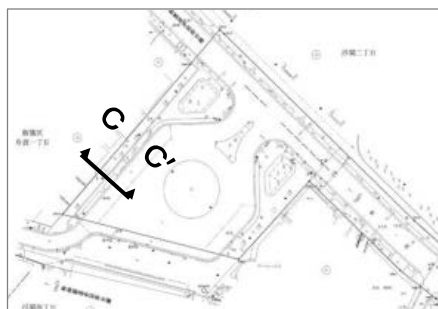
実施主体

東京都

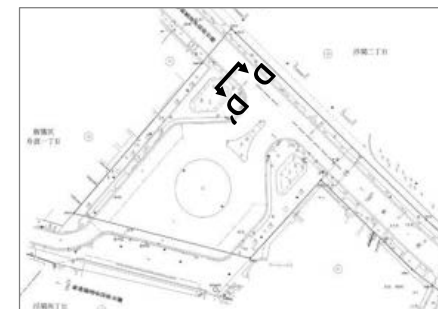
## 特定事業⑤ 視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・連続性の確保)(東京都敷地)

### ■視覚障害者誘導用ブロックの位置

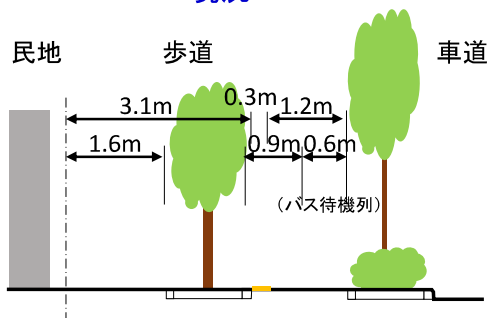
C-C'断面 駅前広場内の北側歩道(南側歩道も同様)



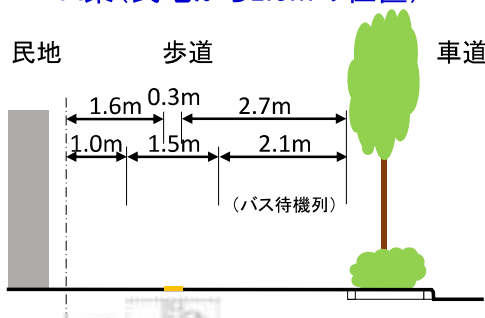
D-D'断面 駅前広場内の浮間公園側歩道



現況



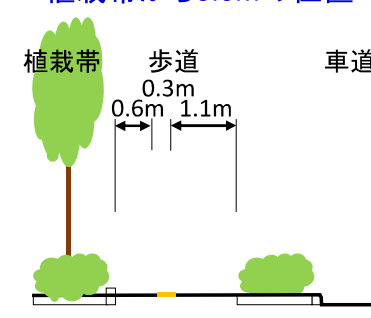
A案(民地から1.6mの位置)



B案(民地から2.1mの位置)



植栽帯から0.6mの位置



※白杖使用者の幅員については福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルより引用

整備内容



- ・C-C'断面: 民地寄りに車いすと歩行者のすれ違いが可能(車いす同士のスれ違いも可能)な幅を確保し、バス待機列との干渉の恐れが少ない位置に視覚障害者誘導用ブロックを設置(B案)
- ・D-D'断面: 歩道の有効幅員を考慮し、植栽帯から60cmの離隔を確保した位置に視覚障害者誘導用ブロックを設置

実施主体

東京都

特定事業⑤ 視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・連続性の確保) (東京都敷地)

■ 視覚障害者誘導用ブロックの選定

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 構造形式  |  <p style="text-align: center;">ブロック型</p> |  <p style="text-align: center;">シート型 (樹脂プレート)</p> |
| 識別性   | <p style="text-align: center;">○</p> <p>ブロック成型のため踏んだ時の識別性は高い</p>   | <p style="text-align: center;">○</p> <p>ブロック型と同様、踏んだ時の識別性は高い</p>   |
| 施工性   | <p style="text-align: center;">△</p> <p>ブロック系の舗装の場合には施工しやすいが、アスファルト舗装の場合は掘削やコンクリート養生が必要となる</p>                             | <p style="text-align: center;">◎</p> <p>舗装掘削等の必要がない工法であり施工が容易である</p>   |
| 維持管理性 | <p style="text-align: center;">○</p> <p>一定の厚さを有するブロックのため破損等が生じる恐れが少ないが、経年劣化により、がたつきが生じる恐れがある</p>                           | <p style="text-align: center;">◎</p> <p>アクリル樹脂一体成型接着式工法により剥がれの恐れがなく、舗装と一体となるため、がたつきが生じる恐れがない</p>                                     |
| 経済性   | <p style="text-align: center;">○</p>   | <p style="text-align: center;">○</p>   |

|      |  |      |     |
|------|--|------|-----|
| 整備内容 | <p>施工性・維持管理性に優れるシート型 (樹脂プレート) の視覚障害者誘導用ブロックを採用</p> | 実施主体 | 東京都 |
|------|--|------|-----|



特定事業⑤ 視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・連続性の確保)(東京都敷地)

シート型(視覚障害者誘導用点字樹脂プレート)の施工実績



表参道(原宿駅周辺)における整備実績  
(側帯あり)

日比谷駅周辺道路における整備実績  
(側帯あり)

特定事業⑤ 視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・連続性の確保)(東京都敷地)

シート型(視覚障害者誘導用点字樹脂プレート)の施工実績



清洲橋通り(台東区内)における整備実績  
(側帯なし)





有楽町駅周辺における整備実績  
(側帯あり)

選定する舗装材との輝度比が側帯なしで確保できるか確認し、確保できない場合には側帯を設ける

特定事業⑤ 視覚障害者誘導用ブロックの改修(JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・連続性の確保)(東京都敷地)

■選定した舗装材と誘導用点字樹脂プレートの輝度比の検証結果と整備方法

輝度比の検証結果

| 視覚障害者誘導用点字樹脂プレート<br>輝度 : 32.62cd/m <sup>2</sup>   |   |      |
|---|---|------|
|   |  |      |
| 舗装  | 輝度cd/m <sup>2</sup>   | 輝度比  |
| アクリル系樹脂<br>(ライトグレー)    | 33.40   | 1.02 |
| アクリル系樹脂<br>(ダークグレー)  | 16.06   | 2.03 |
| 側帯                   | 7.47  | 4.37 |

整備方法

輝度比2.5を確保可能な側帯を  
幅10cm程度で設置



※接触型輝度計にて各サンプル材を屋内で計測

## 特定事業⑤ 視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・連続性の確保) (東京都敷地)

### 事例紹介1) ことばの道案内 (更新について調整)

#### 都立浮間公園〔JR 浮間舟渡駅〕

都立浮間公園までのJR 浮間舟渡駅 改札口からおよそ徒歩3分、距離120メートルの道案内を行います。

目的地は改札口を背にして、およそ右まえ1時の方向にあります。

点字ブロックは、ほとんど敷設されていません。

1 改札口を背にして構内を正面12時の方向へ4メートルほどすすむと、歩道があります。参考あり。

(参考：歩道の点字ブロックは左右に通っています。参考おわり)

2 歩道を右3時の方向へ27メートルほどすすむと、右3時方向への点字ブロックの曲がり角があります。

3 点字ブロックの曲がり角を左まえ10時の方向へ59メートルほどすすむと、植え込みがあります。参考あり。

(参考：歩道の中央に街路樹があります。参考おわり)

4 植え込みを左9時の方向へ12メートルほどすすむと、左右に通る点字ブロックがあります。

5 点字ブロックを右3時の方向へ1メートルほどすすむと、信号のある横断歩道があります。

6 信号のある横断歩道を正面12時の方向へ10メートルほどわたると、歩道があります。

7 歩道を正面12時の方向へ7メートルほどすすむと、目的地公園の入口があります。参考あり。

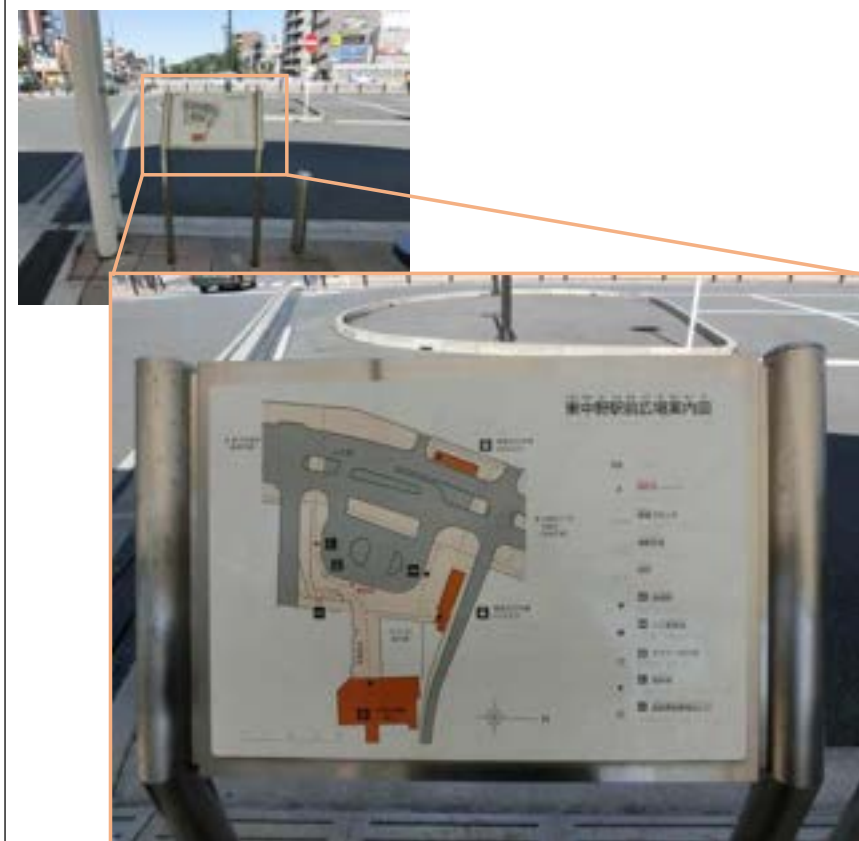
(参考：入口には左右に車止めがあります。歩道の最初はのぼり坂です。参考おわり)

到着です。

調査日 2011年9月

### 事例紹介2) 触知案内図

設置事例〔東中野駅〕



NPO法人「ことばの道案内」[http://walkingnavi.com/text\\_map.php?area=1&rno=685](http://walkingnavi.com/text_map.php?area=1&rno=685)

整備  
方針

・ことばの道案内の内容の更新について、関係機関と調整を図る

実施  
主体

東京都

特定事業⑥ バリアフリー対応型信号機・エスコートゾーンの整備(交通安全特定事業)(東京都敷地)

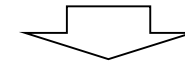
該当箇所位置図



基本構想策定時(○) 検討会(第1回(▲)、第2回(□)、第3回(◎)、第4回(◇))

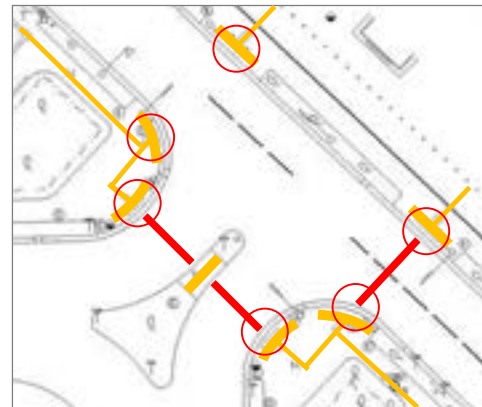
- 信号機について、音響式信号機や時間表示式信号機を設置してほしい。
- 浮間公園前の横断歩道は、音響式信号機を設置してほしい。
- ▲浮間公園前信号の歩行者青時間が短い。
- シグナルエイド対応の信号機にしてほしい。
- エスコートゾーンを設置する場合は、前後の視覚障害者誘導用ブロックの位置を揃えておく必要がある。また、エスコートゾーンの位置と音響の位置の整合にも配慮してほしい。
- エスコートゾーン上をトラックなどが通行すると、速度によっては大きな音が発生するので、音響式信号機とあわせて近隣への配慮が必要になる可能性がある。
- ◎音響式信号機は全方向の横断歩道に設置を検討する。
- ◎シグナルエイドに対応した信号機の設置を検討する。
- ◎浮間公園前の道路と平行方向の横断歩道に、信号の残り時間を表示する経過時間表示付信号機の設置を検討する。
- ◇音響式信号機の音響を発信する時間帯について検討する必要がある。

現状



改善

エスコートゾーン等配置計画案



- エスコートゾーン
- 音響式信号機 (シグナルエイド対応、経過時間表示付)



整備イメージ

音響式信号機は、押しボタン式の採用を検討

整備方針

・交通安全特定事業計画に基づき整備 (音響式信号機の設置、エスコートゾーンの設置、歩行者青時間変更等の検討)

実施主体

警視庁

## その他 バス乗降場の改善(東京都敷地)



基本構想策定時(○) 検討会(第1回(▲)、第2回(□)、第3回(◎))

- バス停留所からかなり離れた場所にバスが停まって降車させていた。(前に回送車両があったため)
- 降車専用のバス停にも上屋が設置されるとよい。
- ▲バスが正着できていないため、正着が可能なバス停の形状への改良が必要。
- ▲乗り場の乗降口の長さが車両の長さとなっていない。新型バスの大きさに合う乗降口の確保をしてほしい。
- 4台分のバス乗降場の確保が妥当なのか、将来の想定も含めて確認が必要。
- テラス型・切り込み型バス停留所への改善で、正着性を高められるのではないか。
- バス車両に合わせた乗降口の位置への改善をする。また、植栽帯を撤去する必要がある。
- 駅前広場内での駐停車対策として、近隣パーキングメーター部分の活用可能性を検討するとよい。

- 北赤羽駅では、ロータリーを活用した荷さばきスペースを確保している例がある。
- 一般車駐車対策として時計塔周辺を活用しながら、将来的な誘導方策を検討してはどうか。
- バスロータリーに一般車が駐車しているので対策が必要である。
- 運転者の視認性確保のため、植え込みを跨げない程度に低いものにしてはどうか。
- 降車場からの視覚障害者誘導用ブロックも必要ではないか。
- ◎歩道の一部を削る案と三角形切り込み型案の2案を原案に、車いす使用者の利便性にも留意し、検討する。
- ◎パーキングチケットが運用されている区画の、荷さばきスペースとしての活用も検討していく。
- ◎新型のバス車両のドア位置を考慮し、柵を配置する。

### 整備方針

- ・正着場所に合わせてバス停を移動・調整(新型のバス車両のドア位置に合わせて柵位置を調整)
- ・正着可能な乗降場とするため、歩道を張り出し、三角形切り込み型への改良を長期的な視点で検討  
⇒中央サークルに沿った右側駐停車及び乱横断対策のため、歩道の張り出し等を検討  
⇒中央サークルのスペースの一部を活用し、タクシーの利用実態を踏まえたタクシープールの設置を検討 等

### 実施主体

東京都

## 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第5回）議事概要（要約版）

日 時：令和元年7月29日（月曜日）午後2時30分から午後5時20分

場 所：舟渡ホール1階 レクリエーションホール

出席者：委員29名（うち代理4名）、随員10名、事務局3名、コンサルタント4名

| 委員  |                            |                            | 出欠                          |            |
|-----|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------|
| 1   | 学識                         | (会長) 日本大学理工学部交通システム工学科助教   | 出席                          |            |
| 2   | 経験者                        | (副会長) 日本工業大学建築学部建築学科教授     | 出席                          |            |
| 3   |                            | (副会長) 中央大学研究開発機構助教         | 出席                          |            |
| 4   | 高齢者、<br>障害者団体等             | 北区障害者団体連合会副会長              | 出席                          |            |
| 5   |                            | 北区肢体不自由児者父母の会顧問            | 出席                          |            |
| 6   |                            | 自立生活センター・北代表               | 出席                          |            |
| 7   |                            | 公益社団法人認知症の人と家族の会会員         | 出席                          |            |
| 8   |                            | 北区視覚障害者福祉協会会長              | 欠席                          |            |
| 9   |                            | 北区聴覚障害者協会幹事                | 出席                          |            |
| 10  |                            | NPO 法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会事務局長 | 出席                          |            |
| 11  |                            | NPO 法人尚道手をつなぐ会 たいよう事業所管理者  | 出席                          |            |
| 12  |                            | 区民（北区）                     | 欠席                          |            |
| 13  |                            | 区民（北区）                     | 欠席                          |            |
| 14  |                            | 北区シニアクラブ連合会副会長             | 出席                          |            |
| 15  |                            | 北区民生委員児童委員協議会赤羽中央地区会長      | 出席                          |            |
| 16  |                            | 北区浮間西町会長                   | 欠席                          |            |
| 17  |                            | 北区浮間本町商店会長                 | 代理                          |            |
| 18  |                            | 板橋区舟渡町会副会長                 | 出席                          |            |
| 19  |                            | 東京都立王子特別支援学校主幹教諭           | 出席                          |            |
| 20  |                            | 公共交通事業者                    | 東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画調整課長 | 代理<br>随員3名 |
| 21  |                            |                            | 国際興業株式会社運輸事業部業務課サブリーダー      | 出席<br>随員1名 |
| 22  |                            |                            | 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長     | 出席         |
| 23  | 公益財団法人東京タクシーセンター指導部施設管理課係長 |                            | 出席<br>随員1名                  |            |
| 24  | 関係行政機関                     | 警視庁赤羽警察署交通課長               | 代理                          |            |
| 25  |                            | 北区まちづくり部都市計画課長             | 出席<br>随員2名                  |            |
| 26  |                            | 北区土木部参事                    | 出席                          |            |
| 27  |                            | 北区土木部施設管理課長                | 出席                          |            |
| 28  |                            | 板橋区福祉部障がい者福祉課長             | 出席<br>随員1名                  |            |
| 29  |                            | 東京都都市整備局都市基盤部交通政策担当課長      | 出席                          |            |
| 30  |                            | 東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長  | 代理                          |            |
| 31  |                            | 東京都第六建設事務所管理課長             | 出席                          |            |
| 32  |                            | 東京都第六建設事務所補修課長             | 出席<br>随員2名                  |            |
| 33  |                            | 東京都東部公園緑地事務所管理課長           | 出席                          |            |
| 事務局 |                            | 東京都建設局道路管理部安全施設課長          | 出席                          |            |

質疑応答での主な質問・意見及び方針：

| 項目  | 質問・意見   | 今後の方針  |   |
|---|---|--|---|
| 設置要綱（改正案）<br>委員紹介   | ・質疑無し   | —  |   |
| 第4回検討会の振り返り<br>（資料2 第4回検討会<br>議事概要（要約版））  | ・質疑無し   | —  |   |
| バリアフリー化整備方<br>針案・整備内容案の説明   | ・質疑無し   | —  |   |
| バ<br>リ<br>ア<br>フ<br>リ<br>ー<br>化<br>整<br>備<br>方<br>針<br>案<br>・<br>整<br>備<br>内<br>容<br>案<br>の<br>確<br>認 | 特定事業①<br>（車止めの位置<br>等の改善）   | ・質疑無し  |   |
|   | 特定事業②<br>（横断歩道接続<br>部等の段差や勾<br>配解消）   | ・歩道が狭くなる分、公園側の<br>空地を活用する方針とある<br>が、公園管理者としてはどう<br>考えているのか。  | ・管理区分等の調整は必要だ<br>が、示した方針で検討を進め<br>ることは了承している。<br>（公園管理者）  |
|   |   | ・都道の幅員変更にあたり、都<br>市計画の変更は伴わないの<br>か。   | ・公園の一部を歩道として活用<br>するという考え方であるた<br>め、都市計画変更は伴わない。  |
|   | 特定事業③<br>（舗装のがたつ<br>きの解消）   | ・質疑無し  | ・提示した案で検討を進める。  |
|   | 特定事業④<br>（タクシー乗降<br>場の段差解消）   | ・3-9：人同士の交錯を減らすた<br>めに乗り場と降り場の場所を<br>前回から入れ替えたが、タク<br>シーの運用上は問題ないか。  | ・問題ない。<br>（タクシーセンター）  |
|   |   | ・横乗り型のUDタクシーを想<br>定して段差を残すとしている<br>が、高齢者は段差を降りてか<br>らタクシーへ乗るのか、それ<br>とも正着性が向上して段差を<br>降りずに乗れるのか。                             | ・UDタクシーを乗降場に寄せ、<br>段を降りることなくタクシー<br>に乗降することは可能であ<br>る。乗務員教育はしているが、<br>正着できるかどうかは乗務員<br>の技量に左右される。 |
|   | ・そもそもタクシー乗り場の段<br>差解消という問題があり特定<br>事業となっているので、UDタ<br>クシーありきで形状を決めて<br>いくのはいかがなものか。<br>・色々な人の利用を考えた場<br>合、全面的にフラットであつ<br>たほうが良い。タクシーから<br>出すスロープの勾配等の問題<br>については、車両側で工夫す<br>ることではないか。<br>・段差は人によって使い勝手が<br>違うため、一概に言えない。 | ・乗り場は2箇所とも段を残<br>し、かつ降り場①については、<br>段差のない乗降スペースを必<br>要とする方々が使う想定。段<br>差を解消することで確実に使<br>い勝手が良くなると言えない<br>のではないかと考えている。<br>（JR） |   |



| 項目  | 質問・意見   | 今後の方針   |
|---|---|---|
| <p>特定事業④<br/>(タクシー乗降場の段差解消)<br/>(つづき)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り場が2つあるのは良いが、降り場にまでタクシーが並んでしまうと意味がないため、標識が必要である。</li> <li>・車両の後方から車いすが乗降するタイプのUDタクシーや介護タクシー利用も考えると、乗り場②まで平坦部を伸ばすことはできないのか。</li> <li>・車椅子でUDタクシーに乗るときに段差がある方がよいことから、時間がかかる人も乗り場①を利用する。それ以外の方は②を利用する。車いす使用者は乗り場①から乗って降り場②で降りればよい。杖を利用する人は降り場①を使うということか。</li> <li>・乗り場が2つある中で、2つとも段差ありの乗り場とする必要があるのか。</li> <li>・乗り場①もスロープにするのが妥当ではないか。</li> <li>・乗り場②をメインの乗り場とし、UDタクシーに乗る車椅子使用者だけが乗り場①を使用するのは可能か。また、スロープを降り場①の左側にも設置できないか。</li> <li>・車いす使用者や高齢者にとっては、段差は無い方がよい。</li> <li>・段差が問題ということから議論がスタートしているので、やはり段差が解消された乗り場・降り場を設けてほしい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回提案から乗り場と降り場を逆にしたため、タクシーの待ち方が難しい可能性がある。どちらを先頭にして乗るのか、スロープの設置場所等を検討する必要がある。</li> <li>・優先順位はないのでどちらを使ってもよい。</li> <li>・複数スロープを設けると利用者の流れやタクシーの流れが複雑になることが懸念される。UDタクシーの台数が伸びており、今後も伸びるという状況の中で、多様な利用の可能性を踏まえて検討した。</li> <li>・乗り場①を使いたい人と乗り場②を使いたい人が混在することで、タクシーの先頭車両の位置づけが不明確になる。</li> <li>・タクシーは前にいる車両が優先となるため、乗り場①をメインの乗り場としたい。<br/>(JR)</li> <li>・乗り場①に降り場①と同様にスロープを作ることが妥当だと思うが、整備主体との議論が必要となる。</li> <li>・引き続き整備主体との議論を進める。</li> </ul> |
| <p>特定事業⑤<br/>(視覚障害者誘導用ブロックの改修)</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑無し</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提示した案で検討を進める。</li> </ul>  |
| <p>特定事業⑥<br/>(バリアフリー対応型信号機・エスコートゾーンの整備)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・音響式信号機は押しボタンの位置がわかりやすいように配慮してもらいたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の検討を進めるにあたり留意する。</li> <li>・提示した案で検討を進める。</li> </ul>   |

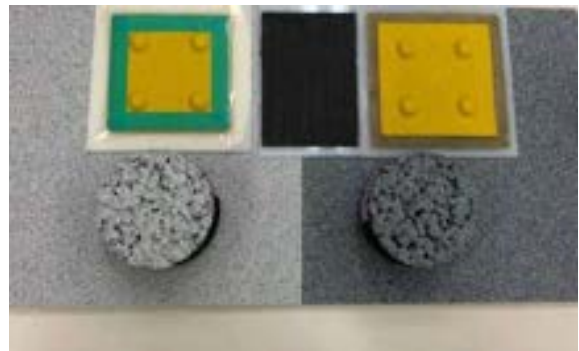
| 項目                     | 質問・意見   | 今後の方針   |
|------------------------|---|---|
| <p>その他<br/>(バス乗降場)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り場②は多くのバスが来るが、乗り場①にはあまり来ない。また、待機場を使うとロータリーを回転する機会が多く、危険があるのではないか。待機場ではなく、すぐに乗り場②に向かい、乗り場②で待機すればよい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗り場①②に車両があれば進めないで、待機場を設けてもらいたい。(国際興業)</li> </ul>  |
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の案で荷さばきスペースとしているところをバス降車場とすると荷さばきはどうか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき車両が止まれるスペースが全く無くなるため、ロータリー内のどこかに荷さばきスペースを設ける必要がある。事務局による調査結果より、ロータリー手前の停留所でバスに時間調節してもらえれば対応できると考え、案を提示している。</li> <li>・待機場から降り場に旋回できる軌跡を検討している。</li> </ul> |
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばきスペースは、そこまで必要なか疑問である。現状ではバスの降車のスペースになっており、改善案ではバス待機場となっているところを荷さばきにあてられないか。</li> <li>・バスが通る舟渡交差点では慢性的に渋滞が発生しているが、スムーズな時には駅前広場にバスが溜まってしまう。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばきスペースを確保しないとバスの運行にも支障が出る。</li> <li>・待機場と荷さばきスペースを入れ替えた案については、交通島を通して横断歩道で左右に分かれる利用の仕方なるが、ロータリー内での配達業者の乱横断が懸念され、交通安全上の課題が残る。</li> </ul>                     |
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者としての立場から考えると、降車場は2箇所あったほうがよい。荷さばき車両はバスほど大きくないので、別の場所で対応してもらえるとよい。</li> <li>・バリアフリー化をしようとしている中で1台分しか降り場がなく、次の車両が待機場で乗客を乗せたまま待つという状態は望ましくない。</li> <li>・バリアフリーに関する会議であり、障害者等専用の駐車スペースが確保されないのに、荷さばきスペースが確保されるのはおかしい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会での議論による総意として、荷さばきスペースとバス降り場の入れ替えを行うという意見が出たことを踏まえ、検討を進める。</li> </ul>   |

| 項目                               | 質問・意見   | 今後の方針  |
|----------------------------------|---|--|
| <p>その他<br/>(バス乗降場)<br/>(つづき)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転回路に荷さばきスペースを設けられないのであれば、板橋区側で設けるしかない。商店街や地域からの意見も検証いただきたいが、公共交通のニーズの方が高いと思う。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばきスペースのあり方について引き続き議論する。</li> </ul>   |
| <p>その他<br/>(交通安全上のその他の課題の改善)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス乗り場②へ向かう利用者の一部が横断歩道から車道を通行するという状況が散見される。改善案では、横断歩道をバス停側に振っているの、板橋区側を利用する人には不便になるのではないか。</li> <li>・乗り場②は正着できていないため、歩道とバスの間に隙間ができてしまい人が通ってしまう。目につく場所への注意喚起看板の設置が望ましい。</li> <li>・歩行者が車道を通行しないような対策は必要。</li> <li>・乗り場①への乱横断はなく、乗り場②はバスが正着できないため乱横断が発生する。バスが正着できるようになり、歩車道堺に防護柵を設置すれば乱横断は激減するのではないか。</li> <li>・横断歩道の向きを変えることまでする必要があるのか。</li> <li>・横断歩道の幅を広げるという方法もある。車道の歩道化までは難しいのではないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善案については赤羽警察とも実査して必要性を検証したものである。</li> <li>・注意喚起看板の設置やバスの正着性の向上による効果、逆方向への利用の利便性の低下を考慮すると、そこまでしなくてもよいのではないかという意見が出たことを踏まえ、検討を進める。</li> </ul>            |
| <p>その他</p>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際シンボルマークやゼブラがなぜ設置できないのか。</li> <li>・路面表示が難しければ、啓発用の看板を立てるなど、何らかの掲示をしたほうが良い。</li> <li>・介護タクシーなど、車いす使用者は車両の後ろから乗降するので、ゼブラがないと後ろから車が来て危険である。</li> <li>・国際シンボルマークを付けず、ゼブラを設けることも考えられる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者専用の乗降場でないため、国際シンボルマークの路面表示は設置しない。</li> <li>・国際シンボルマークの本来の意味は障害者専用ではなく優先となるが、設置すると障害者以外の人々は使ってはいけないという印象になる。</li> <li>・路面表示以外の方法も含めて検討する。</li> </ul> |

| 項目                   | 質問・意見  | 今後の方針   |
|----------------------|--|---|
| <p>その他<br/>(つづき)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの乗降場とは別に、障害者が利用できるスペースについて考える必要がある。当事者としては荷さばきスペースよりも障害者専用乗降場にニーズがある。検討の経緯を記録に残してもらい、予算や広さに余裕のある他の場所での実現に繋がればよい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の検討を進めるにあたり留意する。</li> </ul> |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者誘導用ブロックの側帯の必要性については、舗装面の色にもよると思う。明るいグレーということになったが、道路全体がこの色になった場合、どのような印象、刺激となるかについては、発達障害等の当事者へのアセスメントをしてもらえたらよい。</li> <li>・現場での見え方については検証したい。数値としての輝度比とは別に、現場でどのような印象になるのかは十分検証されておらず、重要な視点である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の検討を進めるにあたり留意する。</li> </ul> |

## 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第5回）

### 説明・意見交換の状況



# 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第6回）【書面開催】

## 意見回答書

回答日 : 令和3年 月 日

氏名 : \_\_\_\_\_

令和3年2月10日付 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第6回）資料の意見照会について、下記の通り回答します。

記

### 1 これまでの整備内容について【資料2】

内容について意見や要望はありません。（ご意見が無い場合、をお願いします。）

意見等欄：

### 2 東京都工事の整備内容について【資料3】

内容について意見や要望はありません。（ご意見が無い場合、をお願いします。）

意見等欄：

裏面へ続きます

### 3 東京都工事のスケジュールについて【資料4】

内容について意見や要望はありません。(ご意見が無い場合、をお願いします。)

意見等欄：

### 4 工事期間中の安全対策について【資料5】

内容について意見や要望はありません。(ご意見が無い場合、をお願いします。)

意見等欄：

### 5 その他 ご意見等がありましたらお願いします

意見等欄：

以上

# 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第6回）【書面開催】

## 参加者意識調査票

氏名： \_\_\_\_\_

### ■「浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会」の評価をお聞かせください。

#### 1) 書面での開催について

コロナ禍により検討会を書面で開催したことに対する評価。

|  |                      |         |            |           |   |               |                      |         |            |           |
|--|----------------------|---------|------------|-----------|---|---------------|----------------------|---------|------------|-----------|
| <p>①コロナ禍における書面での検討会開催について（該当する数字に○をつけてください）</p> <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適切ではない</td><td>あまり適切でない</td><td>どちらでもない</td><td>おおむね適切である</td><td>適切である</td></tr></table>                      | 1                    | 2       | 3          | 4         | 5 | 適切ではない        | あまり適切でない             | どちらでもない | おおむね適切である  | 適切である     |
| 1  | 2                    | 3       | 4          | 5         |   |               |                      |         |            |           |
| 適切ではない   | あまり適切でない             | どちらでもない | おおむね適切である  | 適切である     |   |               |                      |         |            |           |
| <p>②緊急事態宣言下での検討会の開催方法について（希望する数字に○をつけてください）</p> <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>書面会議方式</td><td>対面方式<br/>(第1回～第5回と同様)</td><td>Web会議方式</td><td>中止すべき</td><td>その他</td></tr></table>               | 1                    | 2       | 3          | 4         | 5 | 書面会議方式        | 対面方式<br>(第1回～第5回と同様) | Web会議方式 | 中止すべき      | その他       |
| 1  | 2                    | 3       | 4          | 5         |   |               |                      |         |            |           |
| 書面会議方式   | 対面方式<br>(第1回～第5回と同様) | Web会議方式 | 中止すべき      | その他       |   |               |                      |         |            |           |
| <p>③意見回答書を提出することで、自分の意見を十分に寄せた（該当する数字に○をつけてください）</p> <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>ほとんど意見を寄せなかった</td><td>あまり意見を寄せなかった</td><td>どちらでもない</td><td>おおむね意見を寄せた</td><td>十分に意見を寄せた</td></tr></table> | 1                    | 2       | 3          | 4         | 5 | ほとんど意見を寄せなかった | あまり意見を寄せなかった         | どちらでもない | おおむね意見を寄せた | 十分に意見を寄せた |
| 1  | 2                    | 3       | 4          | 5         |   |               |                      |         |            |           |
| ほとんど意見を寄せなかった  | あまり意見を寄せなかった         | どちらでもない | おおむね意見を寄せた | 十分に意見を寄せた |   |               |                      |         |            |           |
| <p>【理由】 上記の評価で特に感じた点をお書きください。</p>  |                      |         |            |           |   |               |                      |         |            |           |





#### 4) 会議全般の満足度について

今年度の第6回検討会を終えて、満足度に関する評価。

|  |
|--|
| <p><b>【評価】</b> 該当する数字に○をつけてください。</p> <p>1                      2                      3                      4                      5</p> <p>不満                      やや不満                      どちらでもない                      おおむね満足                      満足</p> |
| <p><b>【理由】</b> 上記の評価の理由をお書きください。(特に感じた点)</p>   |

■設問 その他、会議の運営等についてご意見があれば記載ください。

|  |
|--|
|  |
|--|

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。